

設問・結論・解説であらゆる金融実務の指針を簡潔・明確に示します

30746 時効中断・更新・完成猶予の方法

時効中断・更新・完成猶予にはどのような方法があるか

結論

現行民法で認められている時効の中断事由には、①請求、②差押え、仮差押えまたは仮処分、③承認の三つがある。これに対し、改正民法は、時効の「中断」「停止」という概念の文言を「更新」「完成猶予」に変更したうえで、①権利行使の意思を明らかにしたと評価できる事実が生じた場合を「完成猶予」事由に、②権利の存在について確認が得られたと評価できる事実が生じた場合を「更新」事由に、それぞれ割り振る方針を採用した。

解説

◆時効障害制度の改正 今回の民法改正により、現行民法上の時効「中断」「停止」といった時効障害制度は修正を受けた。まず、時効の「中断」「停止」という概念の文言が、それぞれ「更新」「完成猶予」へと変更されている。また、現行民法下では、時効障害が生じる義務として、債権者が権利行使の意思を明らかにしていること、および債権（権利）の存在について確認が得られたと評価できることなどがあげられていた。改正民法では、①権利行使の意思を明らかにしたと評価できる事実が生じた場合を「完成猶予」事由に、②権利の存在について

確認が得られたと評価できる事実が生じた場合を「更新」事由に、それぞれ割り振る考え方がとられており、従来の「中断」「停止」の割り振りと「更新」「完成猶予」のそれが異なる場合が出てきている。さらに、新たに「完成猶予」事由が追加されているほか、現行民法の規定に修正が加えられている。

以下では、現行民法上の判例・学説を前提として時効「中断」の方法について解説するとともに、改正民法による変更点にも言及していく。

◆時効の中断事由 現行民法147条は、時効の中断事由として、①請求、②差押え、仮差押えまたは仮処分、③承認の三つをあげている。

◆請求 請求とは、時効の利益を得ようとする者に対して、その権利内容を主張する裁判上および裁判外の行為を指す。裁判上の請求としては、①訴訟の提起（現行民法149条、民訴法133条・271条・273条）、②支払督促の申立（現行民法150条、民訴法382条以下）、③和解の申立、または民事調停法もしくは家事事件手続法による調停の申立（現行民法151条）、④破産手続参加、再生手続参加、更生手続参加（同法152条）、⑤破産の申立（裁判例35.12.27民集14巻14号3253頁等）等があげられる。

ちなみに、①訴訟の提起については、裁判所に訴えを提起した時または請求の変更を書面で行った時に中断の効力が生じ（民訴法147条）、裁判の確定した時からまた時効が進行する。

改正民法は、裁判上の請求、支払督促の申立、裁判上の和解・民事調停・家事調停の申立、倒産手続参加を時効の「完成

改正債権法に関する記述はアミかけで一目瞭然

猶予」事由としたうえで（同法147条1項）、確定判決または確定判決と同一の効力を有するものによって権利が確定したことを「更新」事由と整理している（同条2項）。すなわち、支払督促の場合は、支払督促が確定した時、和解・調停は、和解・調停が成立した時、倒産参加の場合は、権利の確定に至り、完了した時に時効の「更新」が生じると考えられる。

裁判上の請求としては、①会社清算の債権の申出（会社法499条、大判13民録23輯1815頁）、②相続の限定承認の場合の債権の申出（民法927条、昭5.3.19法曹会決議）、③催告があげられる。催告は、これを明確にするため、配達証明付内容証明郵便によるべきである。この催告は仮の中断として6か月しか中断の効力はないから、その間に催告以外の正式な時効中断手続、すなわち、裁判上の請求、支払督促・和解・調停の申立、倒産手続参加、差押え、仮差押えまたは仮処分（ただし、下記のとおり、仮差押えおよび仮処分は改正民法149条により時効の「完成猶予」事由に改められた）等の手続が必要である（現行民法153条）。改正民法においても、催告は、6か月間時効を完成しないものとする「完成猶予」事由とされている（同法150条1項）。

なお、手形債権の消滅時効中断のための請求には、手形の提示を要しないとする裁判例38.1.30（民集17巻1号99頁）および裁判例39.11.24（民集18巻9号1952頁）がある。

◆差押え、仮差押えまたは仮処分（現行民法

法154条） 差押えは、確定した終局判決裁判上の和解調停、仮執行宣言の付された支払督促、公証人による執行證書等に基づいて、債権者の財産を差し押えることである（民法45条・143条）。差押えには、競売の申立を含むが（大判大9.6.29民録26輯949頁）、抵当権者が強制競売手続において債権の届出は時効中断事由に該当しない（裁判例元10.13民集43巻9号985頁）。さらに、執行力のある債権名義の正本を有する債権者がする配当要求（同法51条・154条）も、差押えに準じて、配当要求に係る債権について時効中断の効力を生じる（裁判例11.4.27民集53巻3号840頁）。

改正民法は、強制執行、担保権の実行、民法195条に規定する担保権の実行としての競売の例による競売、同法196条に規定する財産開示手続を時効の「完成猶予」事由としたうえで（改正民法148条1項）、これらにより権利の満足に至らないときは、当該事由の終了時に時効を「更新」することとしている（同条2項）。

また、仮差押えは、金銭債権につき強制執行ができなくなるおそれがある場合の権利を保全するための差押えであり（民法20条）、仮処分は、現状の変更により債権者が権利を実行できなくなるおそれがある場合の権利の保全のための処分をいう（同法23条）。

このように、現行民法147条2号は「仮差押え又は仮処分」を時効の中断事由としていたが、民事保全手続の開始に債権者義務は不要である、その後本案の訴え提起または続行が予定されていることから（保全手続の暫定性）、改正民法

「留意点」「必要書類・費用」「書式例」でわかりやすい『担保書式便覧【不動産編】』

4 指定債務者の合意

67 債務者の相続（指定債務者の合意）

I ケース概要

甲野銀行は、乙野次郎との取引の担保として、乙野次郎所有の土地および建物に共同の設定を受けていたが、乙野次郎の相続開始に伴い、相続人乙野三郎が相続開始時の債権に引き受け、また当該根抵当権により相続人乙野三郎との取引により生じる債務も担とした。なお、抵当物件の所有権は乙野三郎が相続取得し、その旨の登記がなされた。

II 書式作成上の留意点

- 元本の確定前、根抵当債務者に相続が開始した場合において、被相続人が設定し抵当権をもって相続開始時の債務のほか、特定の相続人との取引により生じる債務のための書式である。根抵当権および根抵当権設定者の合意により、指定債務者の根抵当権変更の登記原因が生じる。
なお、指定債務者の合意に伴う根抵当権変更登記をするには、その前提として根若らに引き受け、また当該根抵当権により相続人乙野三郎との取引により生じる債務も担とした。なお、抵当物件の所有権は乙野三郎が相続取得し、その旨の登記がなされた。
- 元本の確定前、根抵当債務者に相続が開始した場合、根抵当権は相続開始時のか、根抵当権者と根抵当権設定者との合意により定めた相続人（指定債務者）が相互に負担する債務を担保するが、この合意について相続開始後6か月以内に登記をし担保すべき元本は相続開始時に確定したものとみなされる（民法第398条の8第2項）。なお、この合意について、後継位の抵当権者その他の第三者の承諾を得る（民法第398条の8第3項・第398条の4第2項）。
- 本ケースは、債務者兼根抵当権設定者の例で記載しているが、書式としては、第提供の場合にも使えるよう、根抵当権設定者の欄を設けている。
- この合意は債務者の変更にはかならないから、根抵当権が共同担保である場合、が設定されているすべての不動産について変更登記をしないとその効力が生じない398条の17第1項）。
- この根抵当権変更契約書とは別にV登記原因証明情報（根抵当権変更）を作成原因証明情報（不登法第61条）として登記所に提供することができる。
- 指定債務者の合意に伴う根抵当権変更登記は、根抵当権者が登記権利者となり、

- 設定者が登記義務者となり、登記原因および指定債務者をその登記では、債務者に相続が開始したこと、および相続開始時の債務を負担）ならびに当該債務につき免責の債務引受けがあった旨についても、同一こととしている。
- 根抵当権設定者につき、所有権の取得に係る登記識別情報（登記簿証が必要となる。なお、登記完了後は、双方に登記完了証が交付されるき、登記識別情報は通知されない）。
- 管轄登記所が複数となるケースでは、印鑑証明書およびV登記原因証明）は、登記所ごとに（複数）必要となる。当該申請のためにのみ作成も同様であり、これらは原本添付を受けることができないとされている。

III 必要書類・費用一覧

書類	書類上の関係者
<input type="checkbox"/> 根抵当権変更契約書	根抵当権者、債務者、根抵当権設定者
<input type="checkbox"/> 登記原因証明情報	根抵当権設定者
<input type="checkbox"/> 委任状（登記義務者用）	根抵当権設定者
<input type="checkbox"/> 委任状（登記権利者用）	根抵当権者
<input type="checkbox"/> 登記識別情報（登記簿証）	根抵当権設定者
<input type="checkbox"/> 印鑑証明書	根抵当権設定者
<input type="checkbox"/> 会社法人等番号（注）	根抵当権者、根抵当権設定者
<input type="checkbox"/> 登録免許税	登記1件当たり不動産1個につき1,000円（注を想定している）

（注）不登法等の改正により、平成27年11月2日から、会社・法人の代表者等の提供（添付）に代え、登記申請情報に商業登記法第7条の会社法人等番号することとなった。ただし、法人登記手続中となるなどの場合を考慮し、6か月以内の資格証明情報（登記事項証明書）を提供（添付）することも認め

IV 根抵当権変更契約書

（印紙）
（注1） 根抵当権変更契約書
（債務者の相続・相続債務の引受け・指定債務者の合意）（注2）

平成 年 月 日（注3）

東京都〇区〇町一丁目2番3号
株式会社 甲野銀行 御中

住所 東京都〇区〇町一丁目1番1号
債務者 乙野三郎 ④（注4）
根抵当権設定者

住所 東京都〇区〇町一丁目1番1号
根抵当権設定者（注5）

株式会社甲野銀行（以下「銀行」といいます。）、債務者、および根抵当権設定者は、次のとおり根抵当権変更契約を締結しました。

【根抵当権の表示】（注6）

1. 登記	平成〇年〇月〇日東京法務局〇出張所受付第〇号
2. 物件	後記物件の表示記載のとおり

【債務者の相続の要項】（注7）

1. 相続が開始した債務者	東京都〇区〇町一丁目1番1号 乙野次郎
2. 相続年月日	平成〇年〇月〇日
3. 相続人	東京都〇区〇町一丁目1番1号 乙野花子 東京都〇区〇町一丁目1番1号 乙野三郎 東京都〇区〇町三丁目3番3号 乙野四郎